



## 堺市報道提供資料

(大阪府政記者会、東大阪市政記者クラブ、大阪科学・大学記者クラブ、(株) 日刊建設工業新聞社大阪支社、(株) 日刊建設通信新聞社関西支社、(株) 日刊建設産業新聞社大阪支社、(株) 建設毎日新聞社、(株) 日刊建設新聞社、(株) 大阪建設工業新聞社、(株) 建通新聞社大阪支社、(有) 日刊建設商工新聞 同時提供)

平成 26 年 7 月 16 日提供

問い合わせ先		
(協定全般について)	(医療関係について)	
担当課 建築都市局 ニュータウン地域再生室	担当課 健康福祉局 健康部 健康医療推進課	担当課 健康福祉局 健康部 保健所 保健医療課
直 通 072-228-7530	直 通 072-222-9936	直 通 072-228-7582
内 線 5610、5613	内 線 3406	内 線 3404
F A X 072-228-8468	F A X 072-228-7943	F A X 072-222-1406

大阪府・学校法人近畿大学 共同資料

<h3>泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する 基本協定の締結について</h3>
---

大阪府、堺市、学校法人近畿大学の 3 者は、泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部及び附属病院等（以下、「近畿大学医学部等」といいます。）の設置に関し、基本協定を平成 26 年 7 月 16 日（水）に締結することとなりましたのでお知らせします。

この基本協定の締結により、泉北ニュータウンの再生及び南大阪地域の医療機能向上などに寄与する近畿大学医学部等の設置に向けた取り組みがスタートします。

近畿大学医学部等のオープンは平成 35 年度の予定であり、大阪府及び堺市は地元のみならず、まとの調整を行いながら各事業を進めるとともに、学校法人近畿大学は医療法等の関係手続きを行い、概ね 5 年後に工事着手する予定です。

○近畿大学医学部等の設置候補地



【問い合わせ先】

○大阪府

(協定全般) 住宅まちづくり部居住企画課 電話 06-6210-9708

(医療関係) 健康医療部保健医療室保健医療企画課 電話 06-6944-9170

○堺市

(協定全般) 建築都市局ニュータウン地域再生室 電話 072-228-7530

(医療関係) 健康部健康医療推進課 電話 072-222-9936

健康部 保健所 保健医療課 電話 072-228-7582

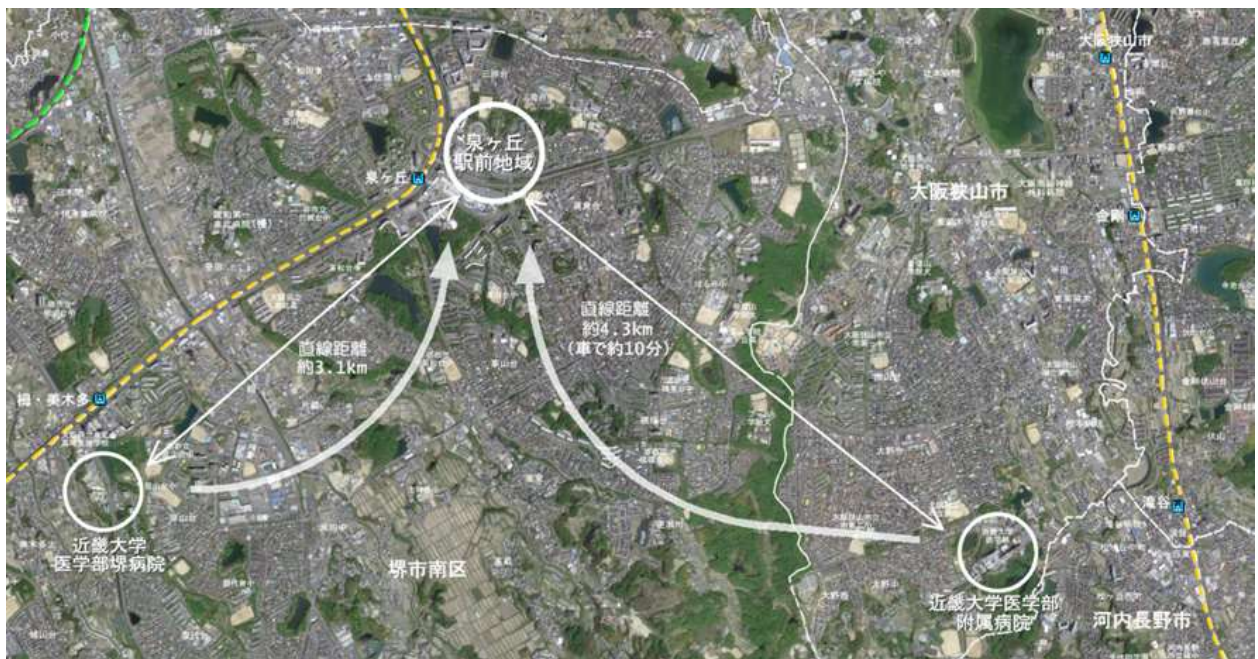
○学校法人近畿大学

(全般) 広報部 電話 06-4307-3007

### 学校法人近畿大学の医学部等の再編構想

- ・ 近畿大学医学部および附属病院（大阪狭山市）と近畿大学医学部堺病院（堺市）について耐震化を図るために再編
- ・ 新キャンパスのコンセプトは、昨今の医療制度の変革に対応した「実学」を実践できる教育機関として構想
- ・ 南大阪地域の唯一の医育機関として、また、災害拠点病院としても地域の皆様へ更なる貢献をめざす
- ・ 医療の担い手を教育する機関をコアとし、隣接して特定機能病院（1,000床規模）を建設し高度先進医療、がん疾患等を中心に提供する予定
- ・ 大阪狭山市にある機能は、地域医療を考慮しつつ新病院と一体となった機能分担、連携を図り、300床規模として再編。近畿大学医学部堺病院（堺市）は、閉院の予定

#### ○再編構想図





## 泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定書

大阪府（以下「甲」という。）、堺市（以下「乙」という。）及び学校法人近畿大学（以下「丙」という。）は、甲及び乙が所有する用地における丙による近畿大学医学部及び附属病院等（以下「大学等」という。）の設置について、次のとおり協定を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

### （事業推進の目的と協力）

第2条 甲及び乙は、丙による大学等の設置が、急速な人口減少及び高齢化が進む泉北ニュータウンの再生、並びに高度先進医療や研究機能の充実等による南大阪地域の医療機能向上などに寄与することから、丙の大学等の設置に協力する。

2 丙は、堺市南区三原台において、大学等を設置する。大学等を設置する予定の区域については、府営三原台第1住宅及び田園公園等の一部（以下「予定区域」という。）とし、設置に必要な用地は、甲及び乙から丙に対し有償譲渡する。

3 大学等の設置事業推進にあたっては、前2項及びその他諸手続き等について、甲、乙及び丙が協議して進める。

### （大学等の設置等による地域への貢献）

第3条 丙は、予定区域に大学等を設置したときは、特定機能病院として高度先進医療の提供を始め、堺市域における市民福祉の向上に積極的に取り組み、甲及び乙はこれに協力する。

2 前項に規定するもののほか、丙は、教育等様々な分野において、甲及び乙と協力し、泉北ニュータウンを中心とした地域におけるまちの活性化に積極的に取り組む。

3 丙は、予定区域へ大学等を設置した後も、引き続き南河内地域における基幹病院としての役割（とりわけ救急、小児、周産期医療等）を果たすとともに、地域医療の提供、充実に積極的に取り組み、甲はこれに協力する。

### （協議事項）

第4条 本協定に定める事項について疑義のあるとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名・押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月16日

甲 大阪府

住 所 大阪府中央区大手前2丁目

代 表 者 大阪府知事 松 井 一 郎

乙 堺市

住 所 堺市堺区南瓦町3番1号

代 表 者 堺市長 竹 山 修 身

丙 学校法人 近畿大学

住 所 東大阪市小若江3丁目4番1号

代 表 者 理事長 清 水 由 洋